

国内経済要録

◇公定歩合の引下げ

本行は5月7日、公定歩合の年0.25%引下げ(ただし輸出関係金利は据置き)を決定し、5月8日から実施した。

本行は、昨年10月、本年1月の2回にわたり公定歩合を各0.25%引き下げ、同時に量的な面でも金融緩和措置を進めてきたが、最近の情勢をみると、企業金融は漸次緩和傾向をたどっており、また在庫調整も一部の業種ではかなり進捗を示している。しかし総体としてみれば、企業の投資活動は引き続き鎮静状態にあり、また生産、出荷が大勢としてなお横ばいを続け、製品在庫も高水準にある。以上の情勢にかんがみ、本行はこの際公定歩合をさらに年0.25%引き下げることが適当と判断したもので、この措置によって経済が順調に安定成長の軌道に乗ることを期待している。

変更後の基準割引歩合および貸付利子歩合

	変更後	変更前
	%	%
商業手形割引歩合ならびに国債またはとくに指定する債券を担保とする貸付利子歩合	年5.50	年5.75
期限付輸出手形割引歩合	5.00	5.00
輸出前貸手形割引歩合	5.25	5.25
輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合	5.50	5.50
その他のものを担保とする貸付利子歩合	5.75	6.00

(注) なお、外国為替資金貸付の貸付利子歩合は現行据置き(年5.00%)。

◇市中貸出金利の自主規制最高限度の変更

公定歩合の変更に伴い、市中貸出金利の自主規制最高限度が次のとおり変更された。

(1) 銀行貸出金利

全国銀行協会連合会は、貸出金利の自主規制最高限度を次のとおり変更、5月11日以降の新規貸出分から実施した。

(2) その他の貸出金利

イ. 信託協会は、指定金銭信託資金の貸出金利の最高限度を次のとおり引き下げ、5月11日以降の新規貸出分から実施した。

(1) 変更後の自主規制最高限度

(全国銀行協会連合会)

種 類	変更後	変更前
	%	%
標準金利 日本銀行再割引適格商業手形等信用度の高い手形の割引および貸付	年5.75	年6.00
期限付輸出手形のうち日本銀行再割引適格手形の割引および貸付	5.75	5.75
輸出前貸手形のうち日本銀行再割引適格手形の割引および貸付	6.00	6.00
輸出前貸手形のうち日本銀行再割引適格手形以外の手形の割引および貸付	6.25	6.25
その他の手形の割引ならびに貸付	7.50	7.75
当 座 貸 越	8.50	8.75

(2) 変更後の自主規制最高限度

(信託協会)

種 類	変更後	変更前
	%	%
標準金利 日本銀行再割引適格商業手形等信用度の高い手形の割引および貸付	年6.00	年6.25
その他の手形の割引ならびに貸付	7.75	8.00

ロ. 生命保険協会および損害保険協会は、短期貸付金利の最高限度の引下げを決定(8.25→8.00%)、5月14日以降の新規貸出分から実施した。

◇政府短期証券割引歩合等の改訂

大蔵大臣は5月13日、政府短期証券の割引歩合を年5.625%から年5.375%に0.25%引き下げることが決定、5月17日発行分から実施した。なお、公定歩合の引下げに伴い法人税延納利子税率も年8.03%から0.73%引き下げられて7.3%(法人税法による延納利子税率、公定歩合が5.5%以下の場合はこの税率を適用)となり、5月8日から実施された。

◇株式信用取引委託保証金率の引上げ

各地証券取引所は、最近における株価の動向にかんがみ、すでに規制している銘柄を除く全信用銘柄の信用取引委託保証金率(現行30%以上)を4月13日売買分から40%以上に引き上げ、さらに4月19日売買分から50%以上に引き上げた。

なお、日本、大阪、中部の3証券金融会社でも、貸借担保金率について同様の措置を実施した。

◇東京手形交換所交換規則の改正

東京銀行協会では、手形交換事務量の増大に対処するため、本年5月からMICR方式（磁気インク文字読取り方式）による集中交換を行なう新手形交換制度を発足させることとなったが、これを機会に現行の東京手形交換所交換規則を全面的に改めることとし、4月27日決定をみた。その概要次のとおり。

(1) 名称

「東京手形交換所交換規則」を「東京手形交換所規則」と改称。

(2) 手形交換関係

イ. これまでの立会い交換に代えて、MICR方式の集中処理が行なわれるため、銀行の持出手形の交換所への一括持込み、交換じりの自動計算等手続、処理方式を規定、使用帳票も全面改正。

ロ. 特定線引押なつ方を規定化。

ハ. 不渡手形の返還を行なう窓口として、交換母店とは別に不渡受入母店を新設。

ニ. 緊急措置条項の新設。

(3) 取引停止処分制度

従来の制度では、買戻消印、取消届などによって不渡り後における決済の促進を図ってきたが、これらの救済措置を廃止し、不渡りを出した者は原則としてすべて不渡報告に掲載する一方、取引停止処分は6か月以内に2回目の不渡届が提出されたときに実施。同

時に、取引停止処分期間を従来の3年から2年に短縮。

(4) 実施時期および移行手続

イ. 手形交換に関する事項……本年5月以降逐次新規規則に移行し、7月末までに移行完了の予定。

ロ. 取引停止処分制度……本年10月から実施。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の引上げに伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状つき (3、4か月のものとも)	信用状なし (3、4か月のものとも)
変更前	6.75 %	7.0 %
4月9日以降	6.875	7.125
12日々	7.0	7.25
15日々	7.125	7.375
24日々	7.25	7.5
5月4日々	7.375	7.625

◇英ポンド建現地貸金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、英国の公定歩合引下げ(4月1日、7.0→6.0%)およびこれに伴う現地短期金利の動向にかんがみ、英ポンド建現地貸金利を次のとおり改訂した。

改訂前	8.7%以上
4月5日以降	7.7 %